

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課: 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市東供用会館		
施設の所在地	昭和町一丁目11-11		
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	公募、非公募の別	非公募
	岩国市東地区自治会連合会	利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務 		
指定の期間	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況	
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認	

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ9,313人 	

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市連帆野地供用会館		
施設の所在地	旭町二丁目2-1		
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	公募、非公募の別	非公募
	連帆自治会	利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務 		
指定の期間	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況	
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認	

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ1,849人 	

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課: 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市平田供用会館、平田東供用会館		
施設の所在地	平田三丁目22-18		
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	平田地区自治会連合会	公募、非公募の別 利用料金制導入の有無
指定管理者が行う主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務	非公募 なし
指定の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ16,034人(平田) のべ6,618人(平田東)

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市楠供用会館						
施設の所在地	楠町一丁目10-16						
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例						
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。						
指定管理者	名称	登自治会	<table border="1"> <tr> <td>公募、非公募の別</td><td>非公募</td></tr> <tr> <td>利用料金制導入の有無</td><td>なし</td></tr> </table>	公募、非公募の別	非公募	利用料金制導入の有無	なし
公募、非公募の別	非公募						
利用料金制導入の有無	なし						
指定管理者が行う 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務 						
指定の期間	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日						

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
<ul style="list-style-type: none"> ・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ2,771人

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市川西供用会館、川西住民ホール						
施設の所在地	川西二丁目7-2						
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例						
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。						
指定管理者	名称	川西地区自治会連合会	<table border="1"> <tr> <td>公募、非公募の別</td><td>非公募</td></tr> <tr> <td>利用料金制導入の有無</td><td>なし</td></tr> </table>	公募、非公募の別	非公募	利用料金制導入の有無	なし
公募、非公募の別	非公募						
利用料金制導入の有無	なし						
指定管理者が行う 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務 						
指定の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日						

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ3,475人(供用会館) のべ8,690人(住民ホール)

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課: 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市海土路供用会館		
施設の所在地	南岩国町三丁目13-35		
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	海土路地区自治会協議会	公募、非公募の別 利用料金制導入の有無
指定管理者が行う主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務	非公募 なし
指定の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況	
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認	

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況	
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ15,777人	

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課: 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市装束供用会館		
施設の所在地	装束町四丁目5-5		
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	公募、非公募の別	非公募
	装束町自治会連合会	利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務 		
指定の期間	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況	
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認	

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ424人 	

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市車供用会館						
施設の所在地	車町三丁目3-34						
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例						
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。						
指定管理者	名称	車第三自治会	<table border="1"> <tr> <td>公募、非公募の別</td><td>非公募</td></tr> <tr> <td>利用料金制導入の有無</td><td>なし</td></tr> </table>	公募、非公募の別	非公募	利用料金制導入の有無	なし
公募、非公募の別	非公募						
利用料金制導入の有無	なし						
指定管理者が行う 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務 						
指定の期間	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日						

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
<ul style="list-style-type: none"> ・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ2,264人